

No.5 請願・陳情の取り扱いについて

(1) 陳情の取扱基準の策定について

(2) 請願・陳情の締め切り日の見直しについて

委員長提案

【提案趣旨】

(1) 陳情で「請願と同様に取り扱うべきもの以外のものについては、議長は議会運営委員会の意見を聞き、その結果に基づき処理する。(先例 240)」とされている。

近年、議会運営委員会の意見を聞いて処理されているものが増加していることから、その判断に客観性を持たせるため、陳情の取扱基準を策定、公表してはどうか。

(2) 請願・陳情処理要綱では、「会期最終日及びその前3日間（予算議会ではその前4日間）に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。」こととされている。(1)に該当するような陳情が締め切り日に提出された場合などは、極めて短い時間で処理しなければならないことから、処理時間を確保するため、請願・陳情の締め切り日を2～3日程度繰り上げてはどうか。

【関係規定】

会議規則第134条

陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、請願書の例により処理するものとする。

先例 240

陳情書又はこれに類するものの内容が、請願と同様に取り扱うべきもの以外のものについては、議長は議会運営委員会の意見を聞き、その結果に基づき処理するものとする。

請願・陳情処理要綱 10

議長は、受理した請願及び陳情をすみやかに所管委員会に付託する。ただし、会期最終日及びその前3日間（当初予算（暫定予算を除く。）を審議する議会においては、その前4日間とする。市の休日は算入しない。）に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。

請願・陳情処理要綱 11

前項の場合において、訳文が添付されていない点字による請願及び陳情を受理したときは、同項中「その前3日間」とあるのは「その前7日間」とし、「その前4日間」とあるのは「その前8日間」とする。

陳情の取扱基準（案）

1 審査の対象としないもの

- (1) 趣旨が明らかでないもの
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (3) 単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの
- (5) 市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの
- (6) 市の公益に関する内容と認められないもの
- (7) その他議会の審議に付すことが適当でないと思われるもの

※審査の対象としないこととされた陳情書又はこれに類するものは、議会への意見として取り扱い、議会運営委員又は会派を通じて議員に周知する。

2 基準の規定形式

先例の改正による（資料No.2－3のとおり）

3 基準の公表方法

市議会ホームページに掲載

No. 5 請願・陳情の取り扱いについて

(1) 陳情の取扱基準の策定について

北九州市議会先例新旧対照表（委員長案）

新（改正案）	旧（現 行）
<p>第3章 請願・陳情</p> <p>240 <u>陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、次のいずれにも該当しないと議会運営委員会で決定したものとする。</u></p> <p>(1) <u>趣旨が明らかでないもの</u></p> <p>(2) <u>法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの</u></p> <p>(3) <u>単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの</u></p> <p>(4) <u>係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの</u></p> <p>(5) <u>市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの</u></p> <p>(6) <u>市の公益に関する内容と認められないもの</u></p> <p>(7) <u>その他議会の審議に付すことが適当でないと認められるもの</u></p> <p><u>なお、請願と同様に取り扱わないこととされた陳情書又はこれに類するものは、議会への意見として取り扱い、議会運営委員又は会派を通じて議員に周知する。</u></p>	<p>第3章 請願・陳情</p> <p>240 <u>陳情書又はこれに類するものの内容が、請願と同様に取り扱うべきもの以外のものについては、議長は議会運営委員会の意見を聞き、その結果に基づき処理するものとする。</u></p>

請願・陳情の締め切り日の見直し（案）

平成29年6月定例会会期日程

会期：6/7～14（8日間）

月/日	曜	区 分	備 考
5/29	月		
30	火		
31	水	議会運営委員会（招集告示）	点字による請願・陳情締め切り
6/1	木		
2	金	議会運営委員会	※点字による請願・陳情締め切り
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		請願・陳情締め切り
7	水	本会議（開会、質疑・一般質問）	
8	木	本会議（一般質問）	※請願・陳情締め切り
9	金	本会議（一般質問）	
10	土	（休会）	
11	日	（休会）	
12	月	常任委員会	
13	火	常任委員会／議会運営委員会	
14	水	本会議（閉会）	
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		

(2) 請願・陳情の締め切り日の見直しについて

請願・陳情処理要綱新旧対照表（委員長案）

新（改正案）	旧（現 行）
<p>（委員会付託）</p> <p>10 議長は、受理した請願及び陳情をすみやかに所管委員会に付託する。ただし、会期最終日及びその前<u>5日間</u>（当初予算（暫定予算を除く。）及び決算を審議する議会においては、その前<u>7日間</u>とする。市の休日は算入しない。）に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。</p> <p>11 前項の場合において、訳文が添付されていない点字による請願及び陳情を受理したときは、同項中「その前<u>5日間</u>」とあるのは「その前<u>9日間</u>」とし、「その前<u>7日間</u>」とあるのは「その前<u>11日間</u>」とする。</p>	<p>（委員会付託）</p> <p>10 議長は、受理した請願及び陳情をすみやかに所管委員会に付託する。ただし、会期最終日及びその前<u>3日間</u>（当初予算（暫定予算を除く。）を審議する議会においては、その前<u>4日間</u>とする。市の休日は算入しない。）に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。</p> <p>11 前項の場合において、訳文が添付されていない点字による請願及び陳情を受理したときは、同項中「その前<u>3日間</u>」とあるのは「その前<u>7日間</u>」とし、「その前<u>4日間</u>」とあるのは「その前<u>8日間</u>」とする。</p>